

- 現行の指針において、都道府県は、在宅医療の提供体制に求められる医療機能として、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの4つの機能を示し、圏域を設定することとしている。
- また、「在宅医療の体制構築に係る指針」において、上記4つの機能の確保に向け、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」や「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について「医療計画に位置付けることが望ましい。」と記載している。
- 圏域の設定は、課題の抽出や数値目標の設定、施策の立案の前提となるものであるため、在宅医療の圏域においては、在支診・在支病等の「在宅医療における積極的役割を担う医療機関」の役割や、地域の医療資源により、複数の医療機関が連携や、医療及び介護・福祉との連携を構築する観点から、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の役割も踏まえ、設定することが求められる。

- ・次期保健医療計画から記載必須
- ・二次医療圏に少なくとも1つ設定

## 在宅医療の圏域の設定

## 在宅医療の提供体制に求められる医療機能

①退院支援

②日常の療養支援

③急変時の対応

④看取り

## 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- ①～④の機能の確保にむけ、積極的役割を担う
  - ・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
  - ・他医療機関の支援
  - ・医療、介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援

- ・在宅療養支援診療所
- ・在宅療養支援病院 等



## 在宅医療に必要な連携を担う拠点

- ①～④の機能の確保にむけ、必要な連携を担う役割
  - ・地域の関係者による協議の場の開催
  - ・包括的かつ継続的な支援にむけた関係機関の調整
  - ・関係機関の連携体制の構築 等

- ・市町村 ・保健所
- ・医師会等関係団体 等



# 在宅医療において積極的役割を担う医療機関について

R5.3.31 厚労省医政局地域計画課長通知  
「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」

## 〔在宅医療において積極的役割を担う医療機関〕

- **在宅医療の提供体制に求められる医療機能①～④の確保**に向けて、自ら24時間対応の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所

## 〔在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項〕

- 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない**夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援**を行うこと
- 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- **入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと**

# 在宅医療において積極的役割を担う医療機関について

## 〔留意点〕

- 在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院には以下の基準が設定されており、在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項と重複する項目も多い。
  - ① 24時間連絡を受ける体制の確保
  - ② 24時間の往診体制
  - ③ 24時間の訪問看護体制
  - ④ 緊急時の入院体制
  - ⑤ 連携する医療機関等への情報提供
- **在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、在宅療養診療所及び在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関を位置づけることが想定される。**一方で、各圏域毎に医療資源の整備状況等が異なり、在宅医療において積極的役割を担う医療機関を位置づける上で、全県で一律の基準を設定することは難しい。



- **このため、各郡市医師会から、在宅医療において積極的役割を担う医療機関を管内の在支診・在支病等より推薦していただきたい。**